

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/11月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

- 収入が、①+②の合計額を超えないこと
①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12+②生活保護の住宅扶助基準額
例) 単身世帯 10.7万円 2人世帯 15万円 3人世帯 17.8万円
- 資産が、上記①の6倍以下(ただし100万円以下)
- 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
 - ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

月額の手給額

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間（申請受付は11月30日まで）

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3 支給のための手続き

申請は7月以降になります。

▶えびの市生活・仕事支援室（えびの市役所内）への申請が必要です。申請方法は、申請窓口へ直接または郵送でご提出いただきます。

▶申請書に必要な書類は、えびの市生活・仕事支援室へ電話されるか、下記の特設ホームページで取得できます。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。



お問い合わせ

- えびの市生活・仕事支援室 0984-35-3741
[受付時間] 平日9:00~16:00
- 厚生労働省コールセンター 0120-46-8030
[受付時間] 平日9:00~17:00

特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

後刻、以下の情報を更新予定です。

→申請手続きの動画解説

→申請に必要な書類の詳しい情報

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



! 「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。